

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	来 住 野 究
主 論 文 題 名 :  株式譲渡制限の法理			
(内容の要旨) 本論文は、株式譲渡の制限をめぐる会社法上の諸問題について検討するものである。 第1章「株券発行前の株式譲渡・権利株譲渡の効力」では、平成17年改正前商法204条2項（現行会社法128条2項）が譲渡当事者間では有効、会社に対する関係では無効という相対効を定めている趣旨について、周辺規定の変遷をたどって緩和説が強調されるに至る背景を概観するとともに、昭和13年の同項新設以前の学説上の議論を踏まえてその立法者意思を探究した上で、株式譲渡をめぐる法律関係の明確化を図る点にその合理性があることを検証する。すなわち、同項の趣旨につき、現在の判例・通説（緩和説）は、会社の株券発行事務の渋滞を防止し、株券の円滑かつ正確な発行を促進しようとする技術的理由にあると解し、会社が株券の発行を不当に遅滞している場合には同項の適用を修正するが、立法者意思は、株券発行前の株式譲渡につき指名債権譲渡の対抗要件を否定し、株券の発行を待って株券を基準として株式譲渡の対抗要件を統一することにあり、周辺規定の変遷も同項の趣旨の変容につき決定的な根拠を与えるものではない。株券発行前の株式譲渡の会社に対する効力が否定されるのも、株券発行前の株式譲渡においては、会社に対する関係では株式は移転していないものとみなし、会社は必ず原始株主である譲渡人に株券を発行しなければならないとすることによって、譲渡人を經由して株券の交付という対抗要件を具備させようという趣旨である。権利株譲渡の相対効（旧商190条）についても、期待権たる権利株は条件成就によって取得する権利すなわち株式と同一の方法によって譲渡できるため、204条2項と同趣旨に基づく。 第2章「株券不所持制度をめぐる諸問題——株券占有の法理に関する一考察」では、株主の自発的な株式譲渡制限制度としての側面をもつ株券不所持制度（旧商226条ノ2・会217条）をめぐる、株券寄託中の株式譲渡の可否、株券の効力発生時期との関係、株券発行前の株式譲渡の効力との関係、株券不発行の合意との関係といった諸問題の考察を通して、株券不所持制度の構造論的な問題点を指摘し、株主による株券占有の取得と放棄の効果について検討する。その結果、株券不所持制度においては、株券不所持の申出における株主と意思と善意取得防止の必要性に鑑みれば、株券は会社に提出された時点で無効とすべきであると主張する。			

第3章「株券不発行への課題」では、平成17年改正前商法における取締役会の承認を欠く譲渡制限株式譲渡の効力に関する判例・学説（相対的無効説・有効説）の批判的検討を通して、かかる学説の対立の根本的な原因は株式譲渡の制限と株券の無記名証券性という本来相容れないものを調和させようとするにありとあるという解釈論上の限界を指摘し、株式譲渡が制限される会社では株券の発行を禁止すべきであるとの立法論を展開する。すなわち、会社法は譲渡制限株式について固有の譲渡方法を定めていないため、取締役会の承認を欠いていても、株券の交付をもって株式譲渡がなされた以上、少なくとも譲渡当事者間では有効であると解さざるをえないのであるが、無記名証券たる株券は、会社とは無関係に流通することが予定されているため、譲渡制限株式には親しまないのであって、問題の元凶は譲渡制限株式についても無記名証券たる株券が発行されることにある。一方、株式譲渡が自由な会社については、フランス法における株式のペーパーレス化を紹介した上で、株券不発行を前提とした新たな株式振替制度のあり方を考察し、株式の口座振替による善意取得とその事後処理については、決済完了性（ファイナリティ）確保の要請との関連において理論的な問題があることを指摘する。

第4章「譲渡制限株式競落の法律関係」では、競売により譲渡制限株式を取得した者が取得承認請求を放置している場合における従前の株主の地位をめぐる最判昭和63年3月15日判時1273号124頁を素材として、これに対する学説上の評価を検討した上で、譲渡制限株式の競売・公売については相対的無効説に立って従前の株主の権利行使を認めることが妥当であると主張するとともに、かかる紛争の根本的な原因が、譲渡制限株式につき株券が発行される点にあることを指摘する。

第5章「新会社法における株式譲渡制限法制の評価」では、新会社法が有限会社を株式会社へ吸収する形で株式譲渡制限会社と有限会社の規律を一本化したことの当否を検討した上で、第3章・第4章での検討を踏まえて株券不発行に関する新会社法の立場を批判するほか、定款による株式譲渡制限に関する具体的な改正事項（制限の態様、株式取得者からの承認請求、先買手続、相続・合併等による株式取得者に対する会社の株式売渡請求権・種類株式としての譲渡制限株式）についてもその問題点を指摘する。

第6章「新会社法における株券と株式譲渡をめぐる諸問題」では、第1章での検討を基礎として、株券発行前の株式譲渡に関する会社法128条2項の当否と適用範囲について検討するとともに、新会社法が権利株譲渡の効力を相対効から対抗不能に改めたことの不当性を指摘するほか、株券廃止前の株式譲渡の効力について考察する。

第7章「自己株式取得・保有・処分規制の問題点と違法取得の効力」では、金庫株として自己株式の保有を認めることについては、その不要性や法的性質の異なる新株発

行と自己株式の処分とを同一の法規制に服せしめることに伴う問題点を指摘し、違法な自己株式取得の効力については、財源規制違反と手続規制違反（必要な決議を欠く場合・株主に対する通知を各場合・数量超過の場合・特定の株主からの取得において他の株主に譲渡人追加請求の機会が与えられなかった場合）とに区別して法律行為論的視点を重視して個別的に検討する。特に財源規制違反の自己株式取得の効力については、立案担当者の主張する有効説の問題点を指摘した上で、財源規制違反の自己株式取得につき譲渡人たる株主に一律に対価返還義務を負わせたことに問題の本質があるとして、財源規制違反の危険負担のあり方・財源規制違反の自己株式取得の効果のあり方を検討する。その結果、財源の如何は法律行為の効力を左右しうるものではなく、財源規制は自己株式取得を実行する取締役を拘束するにすぎないから、財源規制違反の自己株式取得も有効であり、取締役の責任をもって対処すべきであると解する。子会社による親会社株式の違法取得の効力についても、有効と解すべきことを主張する。

第8章「契約による株式譲渡の制限」では、従業員持株制度に伴う株式譲渡制限契約（主に従業員退職時には従業員持株会に対して取得価格と同額で株式を売り渡すことが強制される約定）の効力について、株式譲渡自由の原則との関係・公序良俗違反の有無を検討し、その有効性と問題点を指摘するとともに、合弁契約における株式譲渡制限の有効性についても若干の検討を試みる。

第9章は、株式譲渡の制限をめぐる判例研究をまとめたものである。

終章において、新会社法における株式譲渡とその制限をめぐる法律関係及び問題点を体系的に整理するとともに、今後の検討課題を提示する。